

学生生活

- 01 奨学金
- 02 健康管理
- 03 カウンセリング（臨床心理士による相談）
- 04 課外活動
- 05 学生サービス
- 06 災害から身を守る
- 07 犯罪・トラブルにあわないために
- 08 SNS利用時における注意事項

01 奨学金

学生生活における経済的な不安を少しでも解消し、安心して勉学に励むことができるように奨学金制度があります。

募集については、随時manabaでお知らせします。スケジュール表で概ねの日程を確認し、出願の機会を逃さないようにしてください。

なお、家計が急変した場合には、緊急・応急での採用も随時可能ですので、学生課に相談してください。

奨学金の主なスケジュール

月	日本学生支援機構		京都薬科大学奨学金
	貸与型	給付型	
4月	募集揭示 採用候補者決定通知「進学届」受付 「在学届」受付 募集説明会（前期分）・書類配布 出願書類受付（下旬）出願インターネット入力期限（下旬）	募集揭示 採用候補者決定通知「進学届」受付 募集説明会（前期分）・書類配布 出願書類受付（下旬）出願インターネット入力期限（下旬）	給付型奨学金（成績優秀者、研究・課外活動優秀者）選考 給付型奨学金（遠隔地出身学生）（新規）募集 京都薬科大学授業料減免制度（前期分）募集 京都薬科大学法令等に係る授業料等減免制度（前期分）募集
5月			
6月	奨学生推薦者決定	奨学生推薦者決定	
7月	初回振込、採用決定者説明会（下旬）	初回振込、採用決定者説明会（下旬） 在籍報告手続き、適格認定	奨学金表彰式 採用者決定（予定）
8月	採用手続・書類配布		
9月		募集説明会（後期分）・書類配布 出願書類受付（下旬）出願インターネット入力期限（下旬）	
10月	返還説明会・書類配布	在籍報告手続き	貸与型奨学金募集説明会 京都薬科大学授業料減免制度（後期分）募集 京都薬科大学法令等に係る授業料等減免制度（後期分）募集
11月	返還書類受付	返還書類受付 推薦者決定（後期分）	貸与型奨学金募集
12月	継続説明会・書類配布	継続説明会・書類配布	
1月	継続インターネット入力手続	継続インターネット入力手続 採用決定者説明会	採用者決定（予定）
2月			
3月	適格認定		給付型奨学金（研究・課外活動優秀者）募集 適格認定

奨学金の種類と内容

1. 学外奨学金

(1) 日本学生支援機構 貸与型奨学金（定期募集）

日本学生支援機構の定期募集は、年1回4月の募集のみです。出願の機会を失わないようにしてください。

	第一種（無利息）	第二種（利息付）						
出願資格	①大学などに在学する学生で、人物・学業ともに優れ、経済的理由により著しく修学が困難な者であること。 ②第二種においては人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学困難な者であること。 併用貸与（第一種・第二種の両方を貸与）することも可能ですが、人物・学業ともに特に優れ、第一種奨学金の貸与を受けることによっても、なお、その修学を維持することが困難であると認められる者であること。							
貸与月額	<table border="1"> <tr> <td>自宅 (希望月額を選択)</td> <td>20,000円・30,000円 40,000円・54,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外 (希望月額を選択)</td> <td>20,000円・30,000円 40,000円・50,000円・64,000円</td> </tr> </table> ※下線付きの月額は、平成30年度入学者から新たに選択できる月額です。 ※自宅外通学の学生は、「自宅月額」「自宅外月額」の中から月額を選択することができます。 ・入学時特別増額貸与 10万、20万、30万、40万、50万円から選択 1年次のみ、利息付 ①奨学金申込み時の家計基準における認定所得が0評価になる者。 ②①以外のもので「日本政策金融公庫の教育ローンが利用できなかったことについて(申告)」を提出した者。(証明書添付必要)	自宅 (希望月額を選択)	20,000円・30,000円 40,000円・54,000円	自宅外 (希望月額を選択)	20,000円・30,000円 40,000円・50,000円・64,000円	<table border="1"> <tr> <td>希望月額を選択</td> <td>20,000～120,000円までの1万円単位の金額の中から選択</td> </tr> </table> 薬学部のため12万円を希望した場合、2万円の増額可能 貸与期間中に必要に応じて貸与月額の変更可能 ・入学時特別増額貸与 10万、20万、30万、40万、50万円から選択 1年次のみ、利息付 ①奨学金申込み時の家計基準における認定所得が0評価になる者。 ②①以外のもので「日本政策金融公庫の教育ローンが利用できなかったことについて(申告)」を提出した者。(証明書添付必要)	希望月額を選択	20,000～120,000円までの1万円単位の金額の中から選択
自宅 (希望月額を選択)	20,000円・30,000円 40,000円・54,000円							
自宅外 (希望月額を選択)	20,000円・30,000円 40,000円・50,000円・64,000円							
希望月額を選択	20,000～120,000円までの1万円単位の金額の中から選択							
貸与期間	日本学生支援機構が定めた月から卒業までの標準修業年限	標準修業年限（希望により貸与開始を申込年度4月まで遡って貸与を受けることができる）						
貸与方法	毎月、本人指定の金融機関口座に振込							
募集方法	募集説明会参加者のみに願書を配布し、出願が認められる							
募集時期	4月上旬							
採用対象	全学年							
貸与利息	無利息（入学時特別増額貸与は有利子）	有利子（上限3%として変動） 利率を選択 1. 利率固定型 2. 利率見直し型						
学力基準	1年次生 ・高等学校の成績平均値が3.5以上 2年次生以上 ・前年度成績が本人の属する学部の上位1/3以内	1年次生 ・高校の成績が学年の平均水準以上 2年次生以上 ・学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みの者						
家計基準	父母又はこれに代わって家計を支えている人の収入が日本学生支援機構の定める収入基準内であること。 注意：第一種と第二種では収入基準が異なります。							

(2)日本学生支援機構 貸与型奨学金（緊急・応急採用）

	緊急採用（第一種）（無利息）	応急採用（第二種）（利息付）						
推薦・選考基準	家計が急変した者で次の事項のいずれかに該当し、その事情が発生した時から1年以内である者。 ①主たる家計支持者が会社などの倒産により解雇され、又は早期退職した場合。 （その場合、再就職したが収入が著しく減少している場合も対象となります。） ②主たる家計支持者が死亡又は離別した場合。 ③主たる家計支持者が破産した場合。 ④病気、事故、会社倒産、経営不振その他家計急変の事由により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大、もしくは減少した場合。 ⑤火災、風災害、震災などにより災害救助法・天災融資法等の適用を受け著しい被害を受けた場合。							
貸与月額	<table border="1"> <tr> <td>自宅 (希望月額を選択)</td> <td>20,000円・30,000円 40,000円・54,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外 (希望月額を選択)</td> <td>20,000円・30,000円 40,000円・50,000円・64,000円</td> </tr> </table> <p>※下線付きの月額は、平成30年度入学者から新たに選択できる月額です。 ※自宅外通学の学生は、「自宅月額」「自宅外月額」の中から月額を選択することができます。</p>	自宅 (希望月額を選択)	20,000円・30,000円 40,000円・54,000円	自宅外 (希望月額を選択)	20,000円・30,000円 40,000円・50,000円・64,000円	<table border="1"> <tr> <td>希望月額を選択</td> <td>20,000～120,000円までの1万円単位の金額の中から選択</td> </tr> </table> <p>薬学部のため12万円を希望した場合、2万円の増額可能</p>	希望月額を選択	20,000～120,000円までの1万円単位の金額の中から選択
自宅 (希望月額を選択)	20,000円・30,000円 40,000円・54,000円							
自宅外 (希望月額を選択)	20,000円・30,000円 40,000円・50,000円・64,000円							
希望月額を選択	20,000～120,000円までの1万円単位の金額の中から選択							
採用時期	年間を通じて随時							
貸与期間	家計急変の事由が生じた月から採用された年度の3月まで。 貸与終期は、所定の期限内に願い出た場合、翌年度末まで継続が可能。 さらに、毎年手続きをすることで、卒業予定期まで継続が可能。	年度の4月以降申込者が希望する月から標準修業年限が終了するまで。						

(3)日本学生支援機構 給付型奨学金（高等教育の修学支援新制度）

2020年4月より高等教育の修学支援新制度が始まります。この新しい制度には、①日本学生支援機構による給付型奨学金の支給、②授業料等の減免の2つの支援があります。①の給付型奨学生として採用された方は、②の授業料等減免の対象者となります。4月と9月（授業料等減免の申請は10月）の年に2回募集を行います。

【支援対象になる学生】

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生（既に大学等に在学している学生も対象）

【支援を受けられる年収の目安と支給月額及び授業料減免額】

支援対象者	年収目安 給与所得世帯	給与所得 以外の世帯	支給月額		授業料減免額 (年額のうち、 以下の金額を減免)
			自宅通学	自宅外通学	
住民税非課税世帯の学生 (第1区分)	～約295万円	～約186万円	38,300円 (42,500円)	75,800円	900,000円
住民税非課税世帯に準ずる 世帯の学生(第2区分)	～約395万円	～約256万円	25,600円 (28,400円)	50,600円	900,000円
住民税非課税世帯に準ずる 世帯の学生(第3区分)	～約461万円	～約305万円	12,800円 (14,200円)	25,300円	900,000円

注) 1. 上表においては、本人、父、母（無職、無収入）、公立高校生の弟妹1人の4人世帯の年収・所得金額の目安です。世帯員の人数、家庭事情等により異なります。

- 生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は上表のカッコ内の金額となります。
- 収入基準については、JASSO ホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」（右記のQR）確認できます。
- 2020年度入学者で新学支援助制度対象者については、上記授業料減免に加え、入学金 400,000 円の減免を受けることが可能です。（納付済み入学金を還付します）ただし、10月採用者は除きます。
- 授業料の減免については、2期に分けて減免します。（前期 450,000 円、後期 450,000 円）



【学業等にかかる基準】

新入生	2年次生以上
① 高等学校等における評定平均値が 3.5 以上または、入学者選抜試験の成績が入学者の上位 1/2 の範囲 ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者 ③ 将来社会で自立し、活躍する目標をもって学修計画書により確認できる	① GPA（平均成績）等が学部等における上位 1/2 の範囲 ② 修得した単位が標準単位数以上であり、将来社会で自立し、活躍する目標をもって学修計画書により確認できる

【その他要件】

日本国籍、法定特別永住者、永住者等又は永住の意思が認められる定住者であること。高等学校等を卒業してから2年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であって、過去において本制度の支援措置を受けたことがないこと。保有する資産が一定の水準を超えていないこと（申告による）。

【適格認定】

支給の期間は原則卒業までですが、毎年7月と3月に家計基準と学業基準を満たしているか判定を行います。（学業基準については上記基準と一部異なる。）それにより支援区分の見直しや、奨学金が廃止になる可能性があります。

その他、不明な点がありましたら、日本学生支援機構ホームページ (<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>) をご確認ください。学生課窓口までご相談ください。

【4】各種奨学金（各市区町村教育委員会・各財団等）

日本学生支援機構および京都薬科大学奨学金の他に、地方自治体の奨学金、企業やその他団体の奨学金制度があります。募集の都度掲示板でお知らせしますので確認してください。本学に募集依頼がきていなくてもほとんどの地方自治体が奨学金制度を設けていますので、希望者は出身地の教育委員会に直接問い合わせてください。（学生課を通じて募集している主な奨学金）

奨学団体名	種別	出願資格
石川県教育委員会	貸与	保護者が石川県内に現に引き続き3年以上居住している人
宮崎県教育委員会	貸与	生計を主として維持する方が宮崎県内に居住している人
岐阜県教育委員会	貸与	保護者が岐阜県内に住所を有する人
山口県奨学会	貸与	保護者が山口県内に生活の本拠を有する人
朝鮮奨学会	給付	韓国人、朝鮮人学生
交通遺児育英会	貸与	保護者が交通事故で死亡または重い後遺障害のために働けず修学が困難な人
あしなが育英会	貸与	保護者が病気、災害等で死亡またはそれらが原因で後遺障害を負っている人

2. 学内奨学金

京都薬科大学奨学金

本学独自の奨学金制度として、給付型・貸与型奨学金が設けられています。給付型奨学金は返還の必要がない奨学金で、貸与型奨学金は、卒業後返還となる奨学金です。公募となる奨学金は申請が必要となる奨学金のため、申請を希望される方は、必ず申請をして下さい。奨学金の詳細は募集時期になりましたら、manaba に掲示するとともに、manaba 上の各学年掲示板に掲示を行います。

種別	金額	募集人数	募集方法	対象等	
給付型	新入生 特待生	半期授業料 (90万円)	約 10 名	大学選考合格 通知書に特待生 通知書を同封	【2019 年度入学者から適用】 新入生：入試成績上位者 ≪採用人数≫ 一般入試 A 方式：4 名 一般入試 B 方式：5 名 一般入試 C 方式：1 名
	成績優秀者	5～20万円 (特待生は90万円)	各学年 約 15 名	大学選考 (4 月)	【2019 年度入学者から適用】 2 年次生～6 年次生 成績優秀者上位 15 名 新入生特待生制度を利用して入学した学生 が、上位 10 名以内であれば 90 万円給付
	研究・課外 活動優秀者	5～20万円	約 10 名	公募 (3 月)	2 年次生～6 年次生 研究・課外活動において、顕著な実績又は 成果を挙げた者 6 月給付
	遠隔地 出身学生 (新入生予約制度)	60万円 (月額5万円)	約 8 名	事前公募 (12 月)	【2019 年度入学者から適用】 近畿 2 府 4 県以外出身で、経済的理由により 修学困難な学生 入試前に公募、予約採用を決定する 6 年間受給可能 (継続審査あり)
貸与型 (無利子)	年額授業料の 1/2以内	約 10 名	公募 (10 月)	授業料の支払が困難な者 在学中に 1 回 10 月募集、11 月下旬貸与	

授業料免除制度について

本学では、学内奨学金制度に加え、大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料減免制度及び、別途本学独自の授業料減免制度を設けております。

それぞれ、前期申請については 4 月、後期申請については 10 月に受付を行いますので、希望される方は、学生課に所定の申請書を提出してください。申請用紙はそれぞれ manaba 上の各学年掲示板よりダウンロードが可能です。

種別	減免額	募集人数	募集方法	対象等	
授業料 減免	授業料減 免制度 (学部)	90 万円 (半期授業料)	約 30 名	公募 (4 月・10 月)	経済的な理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業成績が優秀な学生 (年収 600 万円以下で、国の修学支援新制度対象外の学生)
	法令等に 係る授業 料等減免 制度	40 万円 (入学金) 90 万円 (半期授業料)	対象者 全員	公募 (4 月・10 月)	国の修学支援新制度対象学生 (注) ・入学金の減免は、2020 年度入学者で新修学支援制度対象者のみとなります。(納付済み入学金を還付します) ただし、10 月採用者は除きます。 ・授業料の減免については、2 期に分けて減免します。(前期 450,000 円、後期 450,000 円)

日本学生支援機構奨学生の主な手続

手続の連絡は、すべて掲示でお知らせしています。「誰が」「いつ」「どんな」手続をしないといけないのかを掲示していますので、manabaを確認し、必ず本人が手続をしてください。掲示未確認によりあなた自身の不利益が生じないように責任を持って手続してください。

(1)貸与型奨学金の手続き

対象者		日程	内容
新入生	高校の時に「奨学生採用候補者(予約奨学生)」として決定している場合	4月上旬	採用候補者決定通知及び「日本政策金融公庫の教育ローンを利用できなかったことについて(申告)」(該当者のみ)提出
	高校の時に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた場合	4月中	在学届の提出
学部 1年～5年	第一種または第二種奨学金を現在受給中の場合	説明会 12月中旬 インターネット入力 12月中旬～1月上旬	奨学金継続のための説明会への参加及び奨学金継続申請のインターネット入力
卒業学年	卒業する年度末で奨学金貸与が終了する場合	説明会 10月下旬	返還説明会への参加及びリレー口座加入申込手続き、提出
全学年	奨学金貸与を途中で辞退する場合	随時	異動願提出後、リレー口座加入申込手続き、提出

手続きの説明

■新入生対象

(1)採用候補者決定通知、「日本政策金融公庫の教育ローンを利用できなかったことについて(申告)」(該当者のみ)の提出

採用候補者決定通知は、高校在学時に、あらかじめ大学入学後、奨学生として採用が約束されている採用候補者(予約奨学生)に日本学生支援機構が交付しているものです。

予約奨学生は、大学が指定する期日までに「採用候補者決定通知」[進学先提出用]・「日本政策金融公庫の教育ローンを利用できなかったことについて(申告)」(該当者のみ)(証明書添付)を提出しなければなりません。窓口での書類提出時、ID、パスワードを提示しますので、日本学生支援機構の定める期間内に、自分でインターネット登録(進学届の提出)を行ってください。

予約奨学生として採用されていても、窓口で書類を提出し、インターネットによる登録手続を行わなければ、その資格を失いますので注意してください。

(2)在学届の提出

「在学届」は、前学校(高校・他大学等)で貸与を受けた奨学金の返還を、在学期間中猶予するための書類です。前学校で配布された「返還のてびき」の各種願出用紙の中にある「在学届」をコピーし、その用紙に記入したものを大学が指定する日までに提出してください。また、インターネットによる提出も可能です。

■在学生

採用決定者説明会

第一種または第二種奨学生としてあらたに採用された学生は、7月下旬～8月上旬に開催される説明会に必ず参加し、採用手続きを行ってください。この手続きを怠った場合、採用取消になります。

奨学金継続願の提出

第一種または第二種奨学生として採用され、現在も貸与を受けている学生は、12月に開催される奨学金継続に係る説明会に必ず参加し、所定の期間に継続についてのインターネット入力を行ってください。この手続きを怠った場合、奨学金は廃止され翌年から奨学金がもらえなくなります。(再度、出願することはできません)

なお、継続を希望しない場合は、奨学金辞退の手続きが必要となります。学生課に来てください。

■最終学年

返還説明会

卒業により年度末で奨学金貸与を終了する場合は、10月下旬頃に開催される説明会に必ず出席してください。本学在学中に貸与を受けた奨学金の返還確認票を配布します。

■給付型奨学金の手続き

(2)給付型奨学金の手続き

詳細はmanabaでお知らせします。不明な点などがある場合は学生課までお問合せください。

国の教育ローン

奨学金制度とは別に、教育のための資金を必要とする人に融資する、100%政府出資の政府系金融機関である日本政策金融公庫が行う国の教育ローンがあります。詳細については下記へ問い合わせてください。

貸与対象	学生の保護者
融資額	350万円以内
返済期間	15年以内（在学中は元金据置可能）
利率	年1.66%（2019年11月1日現在）
問い合わせ先	教育ローンコールセンター 0570-008656（ナビダイヤル） または03-5321-8656 営業時間（月～金）9：00～21：00 （土曜日）9：00～17：00

02 健康管理

医務室

充実した大学生生活を過ごすためには心身の健康が大切です。

ひとり暮らしをしている方はくれぐれも健康に留意し、体調不良時は休養や早期受診を心がけてください。

本学では皆さんの健康を管理していくために、愛学館1階に医務室を設置しています。

医務室では学生生活に少しでも役立つように次のようなことを行っています。医務室担当（保健師）が不在の場合は学生課まで来てください。

応急処置

校内でのケガや発病などの応急処置を行います。

ケガや病気の程度によっては本学近隣の医療機関へ連絡・搬送します。

健康相談・健康管理

病気や体調不良時には気軽にご相談ください。

月に一度木曜日午後には、本学の学校医が健康相談に応じていますのでご利用ください。

詳細日時は掲示板にて確認してください。

学校医：郡 靖裕先生

（こおり内科医院 愛学館向い）

診療所所在地

京都市山科区御陵中内町38-19

電話 075-581-5426

診察時間 8:30～12:30

（日・祝日休診）

17:00～19:00

（火・木・土・日・祝日休診）

診断書作成・健康診断で受診の場合は、必ず学生課・医務室まで申し出てください。

健康診断

定期健康診断

学校保健安全法および学則に基づき毎年4月に全学生を対象に定期健康診断を実施しています。疾病の早期発見と健康管理のために毎年必ず受診してください。

日程は1月頃に掲示します。

《健診項目》

身長・体重・視力*¹・検尿*²・血圧
内科診察・胸部レントゲン*³

*1…眼鏡の必要な学生は携帯のこと

*2…蛋白・糖・潜血

*3…学部・大学院の新入生のみ対象

指定された日に都合が悪く受診できない場合は、学生課に申し出たうえで他学年の実施日に受けてください。

どうしても受診できなかった人は自費で健診を受けて結果を4月中に学生課・医務室まで提出してください。

健康診断の結果に応じて、再検査や精密検査の指導を行います。

健康診断を受けていない学生には、就職や進学で健康診断証明書が必要でも交付できません。（例年5月初旬から新年度分の健康診断証明書の発行が可能です）

スポーツ大会参加時健康診断

運動クラブで対外試合に参加するときなどに、健康診断が必要な場合は、学生課・医務室へ事前に申し込んでください。学校医による健康診断を行います。

駅伝大会参加者健康診断

校内駅伝大会に参加を申し込むときには必ず「健康状況申告書」を提出してください。又、定期健康診断が未受診の学生は、駅伝大会に参加できません。

希望者・要検査者については学校医に

よる健康診断を行います。

電離放射線健康診断

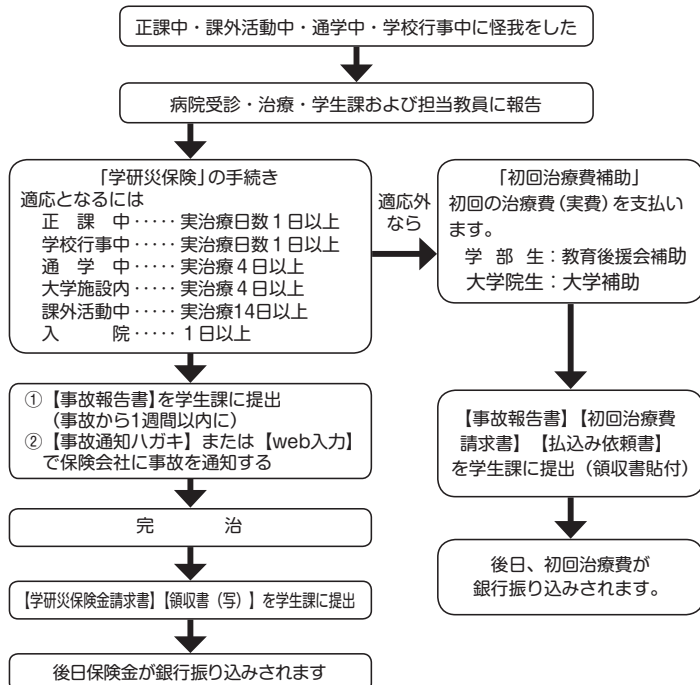
実習や研究で放射性物質を取り扱う学生について行います。

医療費・保険

■ 学生教育研究災害傷害保険および初回治療費

本学では正課中・学校行事中・課外活動中・通学中（合理的な通学経路に限る）などに発生する事故によるケガ等に備えて、入学と同時に学部生は京都薬科大学教育後援会で、また大学院生は大学の負担で全員が傷害保険に加入しています。保険期間は入学年度の4月1日から卒業年度の3月31日までです。詳細は別途配付の「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を一読ください。

学生教育研究災害傷害保険（学研災）・初回治療費の手続きについて



*【事故報告書】【事故通知ハガキ】【学研災保険金請求書】【初回治療費請求書】
【払込み依頼書】は学生課に置いています。

〈学生教育研究災害傷害保険・支払保険金〉

区 分	正課中 学校行事中	課外活動中	通学中 学校施設内
医療保険金 (治療日数による)	実治療日数 1～3日 3,000円 ----- 実治療日数 4日以上 6,000円～30万円	実治療日数14日以上 3万円～30万円	実治療日数 4日以上 6,000円～30万円
入院加算金 (入院1日目から)	日額4,000円	日額4,000円	日額4,000円
後遺症害保険 (傷害程度による)	72万円～1,800万円	36万円～900万円	36万円～900万円
死亡保険金	1,200万円	600万円	600万円

■実習中の感染症発症等に対する医療費支払い

病院・薬局実習履修の学生が、学外での実習に起因する感染症に罹って治療を受けたり、実習中の事故で感染症予防措置を受けた場合や罹った疑いで治療を受けた場合に、大学から治療費が支給されますので学生課へ相談してください。

学内でのケガ

軽いケガは医務室（不在時は学生課）で応急処置を行いますので申し出てください。ケガの程度の大きいとき、医師の治療を必要とするときは最寄の医療機関へ連絡して、現場の指導監督者（課外活動中は同部員）などが付き添って移送します。傷が深い場合や屋外の錆びた釘や画鋸によるケガは破傷風のリスクがあるため、必ず受診してください。

《ケガの応急処置》

- 切傷：傷口を水道水で洗い、異物が入っている時は取り除く。傷口を清潔な布でおさえて止血後、傷口が乾燥しないようにハイドロコロイド素材の絆創膏で保護する。（ハイドロコロイド素材の絆創膏が無い場合は、白色ワセリンを塗ったラップで代用可能）
- 咬傷：傷口の周りをおさえて血を絞り出しながら水道水や消毒液で洗う。止血後清潔なガーゼを当てて病院へ行く。
止血は本人で行うことが原則ですが、介助する場合はゴム手袋などを使用して血液・汚物に直接手が触れないように注意して行い、汚染した紙、布などはポリ袋等に入れて所定の方法で処分する。処置後は流水、石けんで手を洗う。
- 打撲、捻挫など：氷水などで30分以上冷やす。患部を動かさないように固定して病院へ行く。
- やけど（熱・薬品）：すぐに水道水を流しながら15分以上冷やしたり、薬品を洗い流す。患部が乾燥しないようにハイドロコロイド素材の絆創膏で保護する。（ハイドロコロ

イド素材の絆創膏が無い場合は、白色ワセリンを塗ったラップで代用可能)水泡が大きかったり深在性やけどのときは病院へ行く。

- 薬品の誤飲：水道水で何度も口をすすいで病院へ行く。
- 眼に薬品が入る：洗面器に顔をつけ眼をまばたきさせながら15分以上洗ってから病院へ行く。

正課中・課外活動中の事故についてはケガの大小に関わらず、直ちに担当教員へ報告し、「事故及び治療報告書」を学生課・医務室へ提出してください。

感染症

近年、麻疹（はしか）と風疹が流行したことを受け、本学では感染症対策として入学前に麻疹（はしか）と風疹のワクチン接種あるいは抗体検査を受けていただいています。

校内での感染状況は随時ホームページや掲示板でお知らせしますので確認してください。感染した場合は学生課まで連絡をしてください。

皆さんを感染から守ると同時に感染源にならないため、また、集団感染を防ぎ、安心して学業や課外活動に専念していただくためにご協力をお願いします。

長期実務実習前の健康診断

5年次に履修する長期実務実習に参加するには4年次に種々の検査が必要です。

同じ施設で複数の大学の学生が実習を履修することから、病院・薬局実務実習近畿地区調整機構において調整を行い、近畿地区の大学で統一した健康診断を実施することになっています。

日程など詳細については都度メールや掲示でお知らせします。各自確認して必ず受検するようにしてください（検査費用は大学負担です）。

検査項目

4月：麻疹・風疹・水痘带状疱疹ヘルペス・流行性耳下腺炎・B型肝炎の抗体検査

11月～12月：胸部レントゲン撮影

なお、抗体検査で陰性・低抗体価（基準を満たしていない）場合はワクチン接種が必要です（ワクチン接種は学生負担です）。

また、日程や検査項目については予定であり、変更することもあります。

(大学近隣の医療機関)

診療科目	病院名	住所	電話
総合病院	愛生会山科病院	山科区竹鼻四丁野町19-4	075-594-2323
総合病院	洛和会音羽病院	山科区音羽珍事町 2	075-593-4111
内科	こおり内科【学校医】	山科区御陵中内町38-19	075-581-5426
内科・外科・皮膚科	片岡医院	山科区御陵四丁野町65-2	075-581-0024
内科	ふくみつ内科	山科区竹鼻竹ノ街道町23 レーベン早川 5 階	075-582-1184
内科	藤井内科医院	山科区竹鼻四丁野町14-2	075-595-3202
内科	福本内科医院	山科区竹鼻堂ノ前町46-1 三井生命京都山科ビル 3 階	075-593-5081
耳鼻科	ふくだ耳鼻科クリニック	山科区御陵四丁野町54-3	075-581-2360
耳鼻科	洛東耳鼻咽喉科医院	山科区音羽役出町1-30	075-501-0033
眼科	ふくだ眼科クリニック	山科区御陵四丁野町54-3	075-582-4363
眼科・皮フ科	上田皮膚科・眼科医院	山科区上野御所ノ内町16-1	075-581-0218 (皮フ科) 075-777-0345 (眼科)
皮フ科	こんどう皮フ科	山科区上野御所ノ内町10-4 ル・クレヨン・ルージュ 1 階 A 号室	075-501-0520
整形外科	たかせ整形外科	山科区御陵上御廊野町7-3	075-593-6778
整形外科	鈴木整形外科医院	山科区竹鼻竹ノ街道町8-1	075-591-4733
精神科・神経科	竹村診療所	山科区御陵封ジ山町7-71	075-593-1051
心療内科・精神科	村井こころのクリニック	山科区竹鼻竹ノ街道町29-2 町塚ビル 5 階	075-584-5560

休診日・診療時間などは電話等で確認してください。



03 カウンセリング（臨床心理士による相談）

学生相談室

学生課では学生の皆さんが豊かで充実した学生生活を過ごすために、様々な悩み事や問題について相談できるよう「学生相談室」を設置しています。

学生相談室では臨床心理士が皆さんの相談に応じ、助言やカウンセリングを行い、問題解決に向けたサポートにあたります。

学生生活の中で悩みや問題に直面したとき、独りで抱え込みすぎずに気軽に相談してください。相談を通じて、問題解決の糸口が見つかったり、人間として成長したりすることにも繋がります。

相談内容の秘密は守られますので安心してご利用ください。

場 所：育心館 4F 学生相談室

開室時間：平日 8：45～17：15

問合せ・相談予約申込先：

075-595-4672

gakusou@mb.kyoto-phu.ac.jp

（メールは予約受付のみで相談は行っておりませんのでご了承ください）

※詳細は掲示板をご覧ください

のが辛い、コミュニケーションが苦手など

■性格について

■心身の健康について

なぜだかやる気が出ない、気分が落ち込んだり不安になったりして辛い、イライラして落ち着かない、不眠・過眠、食事コントロールの乱れ、ストレスによると思われる身体症状など

■将来や進路について

■生活全般について

■その他

ご自身に関する相談だけでなく、自分に近い人（友人、研究室のスタッフ、家族など）が心理的問題を抱えているときにどのように対応したらよいかといった悩みについての相談もお受けしています。

相談先に迷われたときにお越しいただければ、内容に応じて相談機関、窓口等の情報提供も行ってまいります。

相談例

学生生活を送る中で出会う様々な問題について、事の大小にかかわらず相談することができます。

例えば…

■学業に関すること

■人間関係について

友人、恋人、家族、先生との関係上の悩み、人に会いたくない・会う



04 課外活動

学生自治会

京都薬科大学学部生で構成し、自由平等の精神を基に、学生生活全般の発展向上に寄与する事を目的としています。本会の経費は会員より徴収する自治会費年額（3000円）、入会金（2000円）などで運用されています。

自治会の活動としては京葉祭、駅伝大会、各クラブへの予算の配分、サークルの許認可、年2回の学内献血のボランティア、新入生歓迎会、七夕企画、クリスマス企画などです。

課外活動

本学は伝統的にクラブ活動が非常に盛んです。

学生生活を豊かにし、勉学だけでは得られない人間関係を築くためにも積極的にクラブ活動や自治会に参加してください。

現在クラブには、運動系クラブ17部、文化・学術系クラブが14部あります。学生の約6割が何らかのクラブに加入し、活動しています。

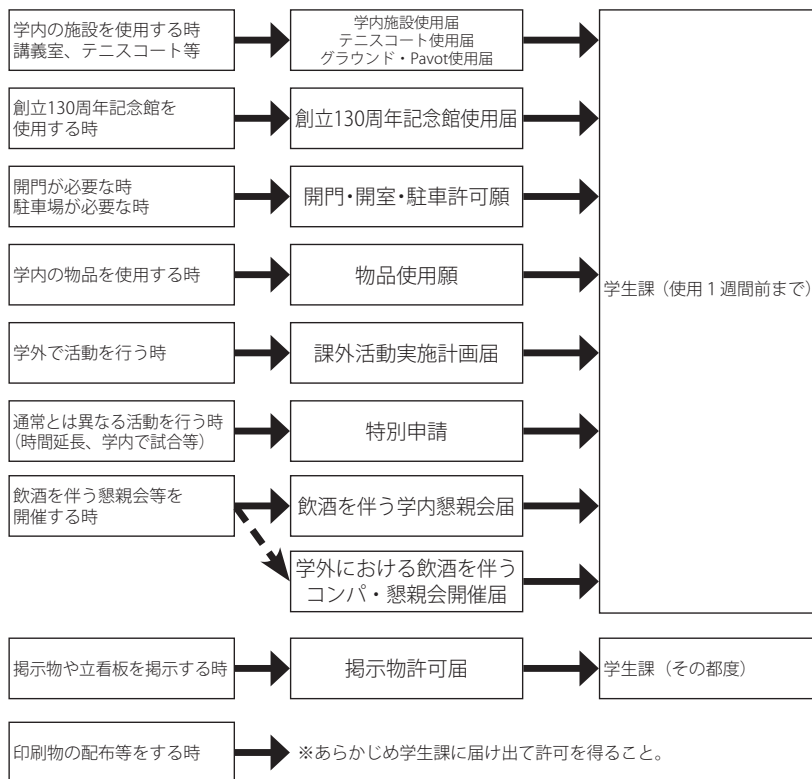
なお、クラブ活動を行う場合は、ケガや事故のないよう安全に十分注意し、また、近隣等の迷惑にならないよう配慮してください。また、クラブの活動内容はホームページにも掲載しています。

運動系 クラブ名	
1	柔道部
2	剣道部
3	硬式野球部
4	準硬式野球部
5	ラグビー部
6	サッカー部
7	バレーボール部
8	硬式庭球部
9	ソフトテニス部
10	空手道部
11	バドミントン部
12	バスケットボール部
13	陸上競技部
14	卓球部
15	サイクリング部
16	アメリカンフットボール部
17	ヨット部

文化・学術系 クラブ名	
1	写真部
2	華道部
3	茶道部
4	マンドリン部
5	能楽部
6	合唱部（ユーベルコール）
7	軽音楽部
8	管弦楽部
9	美術部
10	ESS部
11	映画研究部
12	植物研究部
13	漢方医学研究部
14	京炎そでふれ！京躍華

課外活動に必要な届出

届出用紙は学生課にあります。クラブ代表者および顧問の印鑑が必要な場合もあります。



※その他、必要なことがあれば学生課へ申し出てください。

トレーニングルーム使用について

本学では、創立130周年記念館2階に、トレーニングルームを設置しております。使用者は所定の期間に利用許可願を提出してください。また、使用時は出入り口に設置してある使用簿に必要な事項記入のうえ、ケガをしないよう注意をして使用してください。

使用時間：平日 12:00～17:00

休業期間 8:30～17:00 (春季・夏季・冬季)

土曜日 9:00～17:00

※日曜日・祝日・その他大学が指定する期間は使用できません。

05 学生サービス

下宿

下宿の紹介

本学では、学生の皆様が安心してより良いお部屋探しができるように、下宿紹介業者へ委託し、アパート・マンションなどの紹介をしております。下宿紹介を希望される方は、下記業者へお問い合わせください。

【幹事業者】

株式会社 学生情報センター 京都駅前店

〒600-8216 京都市下京区烏丸通七条下ル ニッセイ京都駅前ビル2階

フリーダイヤル：0120-194-749

TEL：075-352-0010

FAX：075-352-4154

Web サイト <http://749.jp>

【指定業者一覧】

エリッツ山科駅前

ハウスリード山科柳辻駅前

契約書

居住契約は賃借人（学生）と賃貸人（家主）との交渉により決めることになっており、大学では、契約には一切関与しません。

あいまいな契約はトラブルの原因となりますので、不明な点は納得いくまで尋ね、契約の内容をよく確認・理解してから、契約書を作成してください。

住民登録と転居届

下宿先が決まれば、必ず学生課へ「住所届」を提出してください。

今まで居住していた地区の役所で「転出証明書」を取得し、同証明書及び印鑑を持参の上、新たに居住する地区の役所で「住民登録」をしてください。

また、下宿を変更した場合は「住所届」を、自宅（帰省先）の転居の場合は「届出事項異動届」を、必ず学生課へ提出してください。



アルバイト

アルバイトをするにあたって

アルバイトは学業や学生生活に支障をきたさないよう、必要最低限にとどめるようにしましょう。特に深夜に及ぶ職種や、公序良俗に反するようなアルバイトは避けて下さい。

賃金が良いからといって安易に就労せず、労働契約内容や労働環境などもふまえて熟慮し、就労判断を行うようにして下さい。

また、就労にあたっては、常に本学の学生であることを自覚して責任のある態度で臨んでください。

アルバイトの紹介

本学では、学生の皆さんが、安全・安心なアルバイトに従事できるよう、「バイトネット（学生アルバイト情報ネットワーク）」に加盟しています。バイトネットでは、大学の定めた規約に則り、危険を伴うものや学生に相応しくないと判断される職種や条件の求人进行を排除し、学業との両立に配慮のある事業者の求人情報を取り扱っています。

アルバイトを検討されている方は、本学専用ページよりアクセスし、バイトネットへ登録・ログインの上、アルバイト求人情報を検索して下さい。

【専用ページへのアクセス】

本学ホームページ⇒学生生活⇒下宿・アルバイトのご紹介

【サイト URL】

<https://www.aines.net/kyoto-phu>

マイナンバーについて

マイナンバーは一生使用する重要な番号です。必要な手続きで行政機関やアルバイト先などに提示する以外は、むやみに他人に教えたり、コピーを取らせたりしないよう厳重に取り扱ってください。マイナンバーの提示を求められた際は、提示理由・利用目的などしっかり確認した上で、提示するようにしてください。また、各種パスワードなどにマイナンバーを使用することも避けましょう。

学生用ロッカー

在学中、学生一人ひとりに対して、学生ロッカーを貸与しています。使用にあたっては、「ロッカー使用許可書」の注意事項をよく読み、使用してください。

<学生ロッカー使用時間>

平日	8 : 30 ~ 21 : 00
土曜日	
日曜日・祝日	使用不可

※平日18 : 00~21 : 00、土曜日は入室に学生証が必要となります。

※臨時でロッカーが使用できない日程があります。詳細はmanaba等に掲載いたしますので、各自確認をしてください。

食堂、売店

大学の構内には、食堂や売店があります。営業日、営業時間は下記のとおりです。ただし、時期によって営業時間は異なりますので、manabaで確認してください。

〔躬行館〕

■ 食堂（土・日・祝日休業）

定食、軽食など各種メニュー
月～金 11:00～14:00

■ Yショップ（日・祝日休業）

お弁当、サンドウィッチ、デザート、
飲み物などテイクアウト商品
月～金 8:30～20:00
土曜 10:00～15:00

〔愛学館〕

■ 食堂（日・祝日休業）

定食、麺類、丼など各種メニュー、
焼きたてパン、飲み物など
月～金 10:30～19:00
土曜 11:00～14:00

■ 愛学館食堂内 カフェコーナー （土・日・祝日休業）

喫茶、季節限定スイーツなど
月～金 10:30～17:00

■ 売店Poppy（土・日・祝日休業）

教科書販売、文房具、コピーサービ
スなど
月～金 10:00～17:00

〔南風館〕

■ 休憩室（終日営業）

パン、カップ麺、飲み物など

06 災害から身を守る

日常生活において、大地震や火災等の災害には、いつ遭遇するか分かりません。災害発生時に、まずしなければならないことは「自分の身を自分で守る」ことですが、そのためには、日頃から防災に関する正しい知識と的確な対処方法を身に付けておく必要があります。

地震および火災発生時の対処方法を以下にまとめましたので、熟読の上、有事の際に落ち着いて的確な対応ができるよう、日頃から心がけてください。

地震

地震発生の予測は非常に困難であり、一人ひとりの大切な生命を守るためには、発生時に「どのように行動するか」が鍵となります。

授業や課外活動中に震度5以上の地震が発生した場合、速やかに学内一斉に緊急放送します。行動する際に、注意して頂きたいことを、以下に記載します。

また、友人や家族間で対処方法を話し合ったり、通常使用している建物の「消火器や誘導灯、非常階段の位置、また避難経路」を確認する等、いざと言うとき「自信」を持って行動できるようにしておいてください。

行動の原則「冷静に！落ち着いて！」

地震発生

身の安全を確保する

- 丈夫な机やテーブルの下に身を隠す。クッション等が身近にあれば、頭部を保護する。
- ガラス・蛍光灯・TVモニター等の落下物に注意。
- 転倒の恐れがある家具や窓際から離れる。

慌てて外へ飛び出さない

窓ガラスや外壁、看板等の落下でけがをする危険性がある。また、出口に殺到するのは、事故やけがのもと。周囲の状況をよく確認し行動する。

揺れ収束

出入口扉や窓を開け、非常脱出口を確保する

- 揺れがおさまれば、すぐドア等を開け脱出口を確保。
- 飛散しているガラス片等で、けがをしないように注意する。

素早い消火・火の始末等

- 使用中の「火」の始末は、揺れが小さい場合は素早く消す。揺れが大きい場合は収まってから消す。落ち着けば、ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜く。
- 万一出火すれば大声で周囲に知らせ、協力して初期消火に努める。消火のチャンスは ①揺れ始め（ただし安全確保優先） ②揺れが収まった時 ③出火直後 の3回。
- “ボヤ”で消し止められるかどうか被害の分かれ目。消火器や水、毛布で覆うなど手近な物を活用し、

屋内消火栓等があれば、状況に応じて活用する。

- 実験室等では、火の始末、薬品や実験機器類の安全確認・点検を行う。化学薬品等による火災の場合、近くの消火器で初期消火を行う。

屋外では、狭い路地や掘きわ等に近寄らない

- ・ 頭上からの落下物や、ブロック塀が倒れてくる危険性があり近づかない。
- ・ 切れたり、ぶら下がったりした電線も危険なので注意。

避難（注意点）

<建物内>

- エレベーターは絶対に使用しない。
- 天井や非常口に設置されている「誘導灯」を目印に避難する。避難器具による方法は、最悪の場合のみ。
- できるだけ姿勢を低くし、頭を保護しながら徒歩で避難する。火災発生時は、煙を吸わないようハンカチ等を口にあてる。
- 実習室から避難する際は、各自使用中のガス元栓と電源を切る。

<建物外>

- 本学では、消防計画を定め自衛消防隊を組織しており、正確な情報に基づき安全確認ができれば、自衛消防隊の誘導で一次避難場所または二次避難場所へ避難する。なお、二次災害防止のため勝手な行動は厳禁とする。
- 非常持ち出し品など必要最小限の荷物をリュック等に入れて背負い、両手が使える状態にして必ず徒歩で避難する。

- 余震発生時は、近くの建物のわずかな場所にでも身を寄せ、窓ガラス・外壁・看板等の落下物から身を守る。また、グラウンドや広場など広い場所に近ければ、できるだけ「中央部分」に避難する。
- 倒壊または倒壊しそうな建物には、危険なので近づかない。

◆一次避難場所

本校地 中央庭園各空地
南校地 警備員室前

◆二次避難場所

本学グラウンド
(京都市指定広域避難場所)

◆避難所

本校地 創立130周年記念館
グラウンド 学生会館（パポ）
(京都市指定避難所)

その他

- 互いに協力しあって、応急救護を行う。
- 「うわさ」や「デマ」に惑わされないよう、大学からの情報提供をはじめ、テレビやラジオの報道、また市町村役場、消防署、警察署等からの情報に注意し、正しい情報の入手に努める。また、不要、不急な電話はかけないように。

火災

(1)身近にあるこんな点に注意！

- コンセントのタコ足配線（多くのプラグを一度に接続）や、古いコードの使用は危険
- たばこ（寝たばこ、火の不始末）
- 風呂の空焚き
- 金魚ばちやペットボトルでも、レンズと同じような働きから、発火することがあり危険。
- コンロを使った「揚げ物」等の調理中は、短時間でも目を離さない。その場を離れる時は必ず火を消す。衣服の袖口に、コンロの火が燃え移らないよう注意する。

(2)防火の4つのポイント

- 設置場所は危険でないか？
- 器具は安全か？
- 使い方は正しいか？
- 後始末は完全か？

(3)もしも火災がおきたら～初期消火の3原則～

- ①早く知らせる
 - 「火事だ！」と大声で叫び、周囲の人に知らせる。声が出ない時は、身の廻りにある金物（ヤカン等）を叩いて知らせる。
 - 近くに非常ベルがあれば鳴らす。
 - 煙を見かけたり、助けを求める声を聞いた場合も同様の方法を取る。
 - 小さな火事でも、一人で消そうとしない。
 - ただちに、119番通報をする。

②早く消火する

- ボヤのうちに消し止められるかどうか、大きな被害の分かれ目。
- 消火器や水、毛布で覆う等、手近なものを活用する。

③早く逃げる

- 無理は禁物。炎は見えなくても、一番危険な煙は横へと回る。
- 煙にまかれないうよう、速やかな避難を。
- 天井まで火が燃え広がったら、初期消火をあきらめて避難する。

火よりも怖い「煙」！

煙には、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれており、多量に吸い込むと意識が無くする等大変危険です。

また、熱せられた煙は、あっという間に部屋中に充満し、階段等を伝わり上方へ一気に広がって行くため、煙の中を避難する時は「できるだけ姿勢を低く」し、「濡れたタオルやハンカチで口を覆い」煙を吸い込まないようにしよう。

(4)119番通報は確実に！～事故の場合も同様に～

京都市内からの119番通報は、全て「消防指令センター」につながります。通報の仕方、消防車や救急車の到着時間に差が出ることもあるため、指令員の問いかけに落ち着いてはっきり答えることが大切です。

慌てず正確に行ってください

【通報内容・方法】

- (1)火事 or 救急
- (2)住所（目標物も併せて伝える）
- (3)氏名
- (4)「燃えているもの」や「けがの状況」等を伝える

①公衆電話から通報する場合

- ・アナログ電話⇒赤い緊急通報用ボタンを押し119番をダイヤルする。
- ・デジタル電話⇒受話器を上げ、そのまま119番をダイヤルする。

②携帯電話から通報する場合

通話が途切れたり、切れたりしないよう、場所を移動せずに通報する。

AED^{*1}の設置

もし、傷病者が心臓停止、呼吸停止のまま放置されると、何分後に死亡すると思いますか？

“カーラーの救命曲線”によると、心臓停止後には約3分で、また、呼吸停止後には約10分で50%が死亡するとされています。また、心臓が停止し、血液の循環が途絶えると、脳は約3分で、心臓は約10分で元の状態に戻らなくなるため、3分以内に心肺蘇生法（CPR^{*2}）を開始しなければ、心臓が再び動き出しても脳死状態になることがあります。

わが国において、救急車が現場に到着するまでに平均約6分間かかっていることを考えると、心臓停止の場合には、現場に居合わせた一般市民による速やかな一次救命処置（BLS^{*3}）がなされなければ助からないことを意味しています。

BLS^{*3}は、早い119番通報、速やかなCPR^{*2}に、AED^{*1}による早期の除細動実施（5分以内を最大目標）が加わることでより達成されます。これは国際的に用いられている「救命の連鎖」という考え方

です。

また、これと同じ考え方に『救命のリレー』があり、「早い119番通報」⇒「早い応急手当（心肺蘇生法と除細動）」⇒「早い救急処置（高度な救急処置）」⇒「早い救命医療（高度な救急医療）」と、大切な命を救うために必要な行動を迅速に途切れることなく行う重要性を表しており、それぞれの役割を担う人（市民等発見者⇒救急救命士等⇒医療機関）の連携をリレーのバトンタッチに例え強調しています。

学内外で突然倒れられた方を見かけた場合、早急に警備員室へ連絡して下さい。尊い生命を守るために役立ちたいものです。（なお、一年次生は、早期体験学習でAED^{*1}の使用法を含め、BLS^{*3}の体験実習を実施します（選択制）

- * 1) AED Automated External Defibrillator (自動体外式除細動器)
- * 2) CPR Cardio-Pulmonary Resuscitation (心肺蘇生法)
- * 3) BLS Basic Life Support (一次救命処置)



このマークはAEDの設置場所を示しています。
(設置場所)

- ・本校地 警備員室
- ・南校地 警備員室
- ・本校地 創立130周年記念館
- ・パボ（グラウンド）
- ・薬用植物園

07 犯罪・トラブルにあわないために

身の回りには危険がいっぱい！

昨今、様々なトラブルに巻き込まれる学生が目立ってきています。

「化粧品」「語学教材」「宝石」「エステ」「健康食品」などの購入を強引に迫られたり、携帯電話を通した架空請求など、悪徳商法の手口はますます悪質・巧妙化してきています。学生の皆さんは十分注意してください。

特に大学生の被害が多く見られるトラブルを挙げてみます。

被害にあった場合は学生課や学生相談員に相談しましょう。

商品購入契約のトラブル

インターネット・ショッピングやネット・オークション、またキャッチセールス商法やマルチ商法など、商品購入にかかるトラブルが多発しています。

それらのケースの一例を紹介します。

- インターネット・ショッピングで代金を振り込んだが商品が届かない。注文したものと違うものが届いたが、売り手の連絡先がわからない。
- 街で呼び止められ、アンケート回答を求められた後、店へ誘導され、購入契約を迫られる。
- 「大きな収入が見込めるビジネスがあります。」などと説明会に呼ばれ、会員登録をさせられた後、知人友人への商品販売を迫られる。

これらのトラブルに巻き込まれないために、次の点に注意しましょう。

◆うまい話に飛びつかない！

「簡単に儲かる」という話には必ず落とし穴があります。魅惑的な話には警戒をし、目的がハッキリしない集会や呼び出しに応じることは絶対に避けましょう。

◆本当に必要なものかどうかをよく考える。

特に欲しい物ではないのに、衝動的に購入してしまうことはよくあります。その場で決めず、2・3日検討したり、家族や友人に相談するなどして冷却期間を置いてから、購入するようにしましょう。

◆支払う能力があるか考えよう！

確実な収入の見込みもなく、「なんとかかなるだろう」という安易な考えで購入することは止めましょう。

知っておこう！“クーリングオフ制度”

訪問販売などで契約した後でも、契約日から一定期間内(概ね8日間以内<注>)であれば、無条件で売買を白紙に戻すことができます。

<注> 商品・販売方法・契約などで日数が異なる。

なお、クーリングオフの通知は書面で行い、送付の際は後々にトラブルとならないように内容証明や簡易書留などで送付しましょう。

トラブルについての相談窓口は次のとおりです。

◆**京都市消費者生活総合センター**

〈TEL〉 075-256-0800

〈相談時間〉月～金 9:00～17:00

〈TEL〉 075-257-9002

〈相談時間〉土・日・祝 10:00～16:00
(年末年始を除く)

◆**京都府消費生活安全センター**

〈TEL〉 075-671-0004

〈相談時間〉月～金 9:00～12:00
13:00～16:00

(祝日・年末年始等を除く)

◆**身に覚えのない請求には応じない!**

多額の請求金額や法的手段を言及され、慌てて連絡を入れたりしないようにしましょう。

◆**面識のない人、知り合っていない人からの頼みごとには簡単に応じない。**

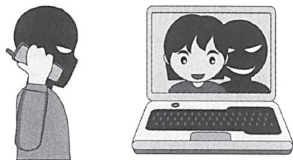
顔の見えない世界で相手との信頼関係を築くのは大変難しいものです。

きちんとした信頼関係が築かれていないうちに、安易に相手の要望に応えるようなことは止めましょう。



インターネット・携帯電話でのトラブル

- ネットサーフィン中、年齢認証のボタンを押したら、有料の悪質サイトに登録された。
- 突然身に覚えのない料金請求メールが携帯電話に届き、支払いに応じない場合は法的手段をとると脅される。
- 出会い系サイトで知り合った人から、お金を貸してくれと頼まれたり、商品購入を迫られる。
- 「懸賞金が当たりました」というメールが届き、その振込み手続きのために手数料を送るように言われる。



このような、インターネットや携帯電話を通したトラブルを防ぐために、次の点に注意しましょう。

ストーカー被害

- 通学時などでよく見かける特定人物がいる。
- ある特定の人や不審な車が自宅の周りでよく見かける。
- 無言電話などの嫌がらせを継続的に受けている。

ストーカーをされていると感じる場合は、通学時はできるだけ一人になることを避け、まずは家族や大学（学生課や学生相談員）へ相談しましょう。

不審者に要注意!

大学内や大学周辺で不審者を見かけた場合は、至急学生課へ連絡してください。

・もしものときは

平日 8:45～17:15 学生課

休日・夜間 警備員室 075-595-4611 (本校地)

075-595-4700 (南校地)

緊急事態の際は迷わず 110 番!

08 SNS 利用時における注意事項

SNS とは

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) とは、社会的ネットワーク (ソーシャル・ネットワーク) を構築可能にするサービスのことを言います。

主な SNS として Facebook、Twitter、Instagram、LINE、ブログなどがあります。

SNS 利用時のリスク

SNS は、個人が気軽に情報発信できる大変便利なツールですが、SNS での不用意な投稿が招く影響は甚大で、多くのリスクも潜んでいます。

1. 投稿内容の速報性・拡散性

多くの SNS では不特定多数の人間がアクセスできるため、個人の軽率な投稿 (発言・画像) が思わぬ誤解やトラブルを招く可能性があります。また、投稿内容は速く・広く世界中に拡散し、半永久的にネット上に残る可能性があります。

2. 個人の特定

本名を使わず ID や偽名を使用して SNS に投稿している場合でも、投稿した発言や写真などの情報の組み合わせにより個人の氏名、住所、通学先などが特定されてしまう恐れがあります。

特定された個人情報が検索サイトに登録されると誰でも検索できるようになります。ブログ記事などが炎上した場合、友人や家族にその事実が知れ渡る恐れがあります。

3. 社会的信用の失墜や損害賠償

炎上を招いた本人の社会的信用が失墜し、バイト先や大学等で居場所を失う可能性があります。

また、不利益を被った企業などから損害賠償を請求されることもあります。

SNS でのトラブルを避けるために

SNS における不用意な投稿が招く影響を十分に理解して、次のような点に注意してください。

1. 不適切な内容は書き込まない。

SNS での発言は公衆の場での発言と同じと考えてください。そのうえで、誰に見られても問題ない (不道徳・非常識な内容でない) ことを確認してから投稿してください。もし少しでも不安に思う内容であれば、投稿は控えましょう。

2. 個人情報の記載は極力避ける。

先述したとおり、様々な情報を組み合わせることによって、本人のみならず家族や友人の個人情報や場所などを特定することが可能です。

不必要な個人情報は極力記載しないようにしましょう。

3. 公開 (共有) 範囲は必要最小限にする。

Facebook などの SNS では、投稿の公開範囲を設定することができます。必要以上の公開範囲になっていないか、いま一度確認しましょう。

4. その他

利用アカウントのパスワードは適切に

管理し、同じパスワードを使い回さないことが重要です。

また、個人のプライバシー、著作権、肖像権など他者の権利や利益を不当に侵害することのないように注意し、法令順守に努めてください。

他人の投稿に関しては、個性や多様性を認め合い、異なる意見や考え方を尊重してください。

最後に、大学で知り得た研究上の情報などについても、不用意な情報発信は避けてください。